

○総務省令第七十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百六十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

総務大臣 川端 達夫

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「末日」を「二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十四年十月一日以降である報告から適用する。